

令和 6 年度  
第 3 次宍粟市総合計画前期基本計画及び（仮称）宍粟市デジタル田園都市構想  
総合戦略策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

**1 趣旨**

本実施要領は、宍粟市市長公室地域創生課において、第 3 次宍粟市総合計画前期基本計画及び（仮称）宍粟市デジタル田園都市構想総合戦略策定業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

**2 業務内容に関する事項**

**（1）事業の目的**

令和 9 年度を初年度とする 10 年間の第 3 次総合計画基本構想、5 年間の前期基本計画及び総合戦略を策定するにあたり、専門知識を有する業者支援を受けることで効率的・効果的に業務を進める。

**（2）件名**

第 3 次宍粟市総合計画前期基本計画及び（仮称）宍粟市デジタル田園都市構想総合戦略策定業務

**（3）業務内容**

別紙「第 3 次宍粟市総合計画前期基本計画及び（仮称）宍粟市デジタル田園都市構想総合戦略策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

**（4）事業規模（契約上限額）**

総額 15,400,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※年度毎の内訳

令和 6 年度 0 円

令和 7 年度 8,525,000 円

令和 8 年度 6,875,000 円

※本業務の契約締結にかかる上限額であり、予定価格についてはこの範囲内で別途算定する。

**（5）契約期間**

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 22 日まで

**（6）履行場所**

宍粟市

**（7）その他**

本業務に係る詳細事項については、別途仕様書に定めるものとする。

**3 契約に関する事項**

**（1）契約の方法**

複数年度契約（令和 6～8 年度）

宍粟市契約規則の規定に基づき、契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約締結をしないことがあるほか、宍粟市指名停止基準に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙「業務委託契約書」参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が「宍粟市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。

#### 4 参加資格等

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 公募開始日から契約締結の日までの期間において、宍粟市指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。また、国及び都道府県の指名停止基準に基づく指名停止についても受けていないこと。
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- エ 所得税、法人税、消費税及び宍粟市に納入義務があるもの等について滞納していないこと。
- オ 宍粟市暴力団排除推進条例第2条第1項第3号、第4号に該当しない者であること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- キ 宍粟市入札参加資格者名簿に登載されている者で、物品（一般）・役務「計画策定」に登録している者。ただし、参加申請書提出期限までに登録完了した者も可とする。
- ク 令和2年度以降、宍粟市又は他の地方公共団体における総合計画又は総合戦略の策定業務（策定支援業務も含める）請負実績が1件以上ある者。なお、令和元年度以前に複数年契約を締結しており、当該業務の終期が令和2年度以降にわたる者も可とする。

#### 5 スケジュール

| 事項                             | 日程           | 備考     |
|--------------------------------|--------------|--------|
| 公募開始（市HP掲載）                    | 令和7年1月16日（木） |        |
| 質問受付期限                         | 令和7年1月21日（火） | 正午必着   |
| 質問に対する回答                       | 令和7年1月24日（金） |        |
| 参加申請書提出期限                      | 令和7年2月3日（月）  | 午後5時必着 |
| 参加資格審査結果通知                     | 令和7年2月6日（木）  |        |
| 企画提案書類の提出期限                    | 令和7年2月13日（木） | 午後5時必着 |
| 1次審査（書類審査）                     | 令和7年2月17日（月） |        |
| 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング等による最終審査） | 令和7年3月3日（月）  |        |
| 結果通知                           | 令和7年3月7日（金）  | （予定）   |
| 契約の締結                          | 令和7年3月21日（金） | （予定）   |

## 6 参加申込に関する事項

### (1) 受付期間

公募開始から令和7年2月3日（月） 午後5時まで

ただし、持参による場合は、土日祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時

### (2) 提出方法

郵送、持参、電子メールのいずれかによる。郵送での提出は、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。また、電子メール送付後は必ず電話確認を行うこと。提出先は下記11参照。

なお、期限を過ぎて到着したものについては受付しない。

### (3) 提出書類

ア 参加申請書（様式1）

イ 実績調書（様式3）

ウ 上記イの記載内容に係る請負業務契約書の写し（業務名・契約期間・団体名は黒塗り不可）

### (4) 提出部数

各1部（紙または電子データ（PDF形式））

### (5) 参加資格決定通知

すべての参加申請者に対し、令和7年2月6日（木）（予定）までに、様式1に記載された担当者メールアドレスあてに通知する。

## 7 質問の受付・回答

### (1) 受付期間

公募開始から令和7年1月21日（火）正午まで（必着）

### (2) 提出方法

「質問書」（様式2）に記載し、下記11の提出先まで提出すること。持参のほか郵送、電子メールによる提出を可とするが、送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※電子メールによる提出の場合は、「第3次宍粟市総合計画等策定業務」と表題を記載すること。

※電話や来訪による口頭での質問は受け付けない。

### (3) 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和7年1月24日（金）午後1時以降、宍粟市ホームページに掲載する。個別には回答しない。

質問した業者名は公表しない。質問受付締切り後は、仕様書の内容その他審査に影響を与える質問には一切回答しない。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 受付期間

公募開始から令和7年2月13日（木） 午後5時まで

ただし、持参による場合は、土日祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時

## (2) 提出方法

郵送、持参のいずれかによる。郵送での提出は、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。提出先は下記 11 参照。

## (3) 提出書類

- ア 資料送付書（様式 4）
- イ 企画提案書
- ウ 見積書及び積算内訳書
- エ 業務工程表（様式任意）
- オ 業務体制表（様式 5）
- カ 宍粟市暴力団排除推進条例に係る誓約書及び役員等調書（様式別 1 及び別 2）
- キ 上記すべてをデータ保存した CD-R（1 部）

## (4) 提出部数

正本（上記（3）のア～キ）：1 部 ※ 記名したもの

副本（上記（3）のイ～オ）：10 部

※ 副本には、記名せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。提出資料中、提出者を特定できる箇所には発注者において黒塗りをする場合がある。

## (5) 企画提案書について

- ア 企画提案書は A 4 版ヨコとし、可能な限り両面とすること。
- イ 表紙、目次、補足資料等を除き、ページ番号を付すこと。なお、表紙、目次、補足資料等を除き、企画提案書は 25 ページ以内とする。
- ウ 提案内容が理解しやすいよう簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。
- エ 企画提案書は、仕様書の内容を踏まえ記述すること。なお、次に掲げる項目の①～⑤に関する企画提案は必須（順序は問わない）とし、目次にも表すこと。
  - ① 市の思い描く基本理念「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の具現化に向けた総合計画の構成や方向性、イメージ等（別紙 1 参照）
  - ② 人口減少が前提となる中で、持続可能なまちづくりを進めていくための総合戦略の構成や方向性、イメージ等
  - ③ ワークショップの企画（概要）又は実績例
  - ④ 総合計画・総合戦略の運用に関する提案（概要）
  - ⑤ 策定プロセス（業務フロー）
  - ⑥ その他、計画等策定に関する独自提案等
- オ 理解しづらい用語や専門用語には脚注を付記すること。
- カ 提案は文書であることを原則として、基本的な考え方を簡潔に記述することとし、文字の大きさは 10.5 ポイント以上とすること。
- キ 企画提案内容を補完するため、提案者は補足資料を別に添付することができる。補足資料は 4 ページ以内とし、A 3 版も可とするが、可能な限り両面とすること。

## (6) 見積書及び積算内訳書について

- ア A 4 版とし、様式は任意とする。
- イ 見積額について、仕様書に記載されたすべての業務の見積額を消費税込みで記載するとともに、内訳を詳細に記入すること。また、令和 7 年度、令和 8 年度それぞれの内訳が分かるものとする（令和 6 年度の内訳は不要）。

## (7) その他の注意事項

- ア 提出書類について、この書面及び別添の各様式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。
- イ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- ウ 企画提案書の提出後に本市の判断で補足資料の提出を求めることがある。

## 9 選定に関する事項

企画提案の審査については、以下に示す内容のとおり評価し、発注者において候補者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

### (1) 1次審査（書類選考）

- ア プロポーザル参加申請書を提出した者が3者を超えた場合は、実績調書、企画提案書、見積書等の提出書類について、事務局及び本業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、発注者が定めた審査項目及び評価基準（別紙2参照）の一部項目に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計得点の高い順に3者を選定する。選定された3者は、2次審査に参加することができる。
- イ 1次審査を行った結果、同得点の者がいることを理由に3者を選定できない場合は、その同得点の全員が2次審査に参加できることとする。
- ウ プロポーザル参加申請書を提出した者が3者を超えない場合は、1次審査を省略し、応募者全員が2次審査に参加できることとする。
- エ 選考結果は、すべての参加申請者に対して通知する。
- オ 選考結果に関する問合せには、一切応じないものとする。

### (2) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

2次審査については、提案内容に関する確認や補足説明を受けることを主な目的として実施する。

#### ア 開催日・場所

日時：令和7年3月3日（月）

場所：宍粟市役所本庁舎（兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6）

※詳細日時・場所については、後日連絡する。

#### イ 出席者

統括責任者及び各担当者で、「業務体制表（様式5）」に記載された者3名までとする。

ただし、傷病、交通機関の事故等やむを得ない理由で記載された者が出席できない場合はこの限りではないため、その旨を理由と共に文書（様式任意、A4版）にて提出すること。

#### ウ 説明資料等

説明はパワーポイント等により行うことができる。プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書等により説明を行うこと。（20分以内）

実施にあたり、各自のパソコン等の機器を使用することも可とする。なお、プロジェクター、スクリーンについては事務局で用意するものを使用することができる。

プレゼンテーション終了後に、選定委員会より質疑を行う。プレゼンテーションと質疑応答を合わせ、2次審査は凡そ45分以内とする。

#### エ 評価者

本業務における受託候補者の特定は、選定委員会が審査を行う。

#### オ 企画提案の評価

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容について、発注者が定めた審査項目及び評価基準（別紙2参照）の全ての項目に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計得点により選定する。合計得点が最も高い者を業務受託候補者とする。

- カ 2次審査における最低基準点を満点の60%とし、評価点（合計得点）が最低基準点を満たす場合のみ、当該応募者を業務受託候補者とする。なお、評価点が最低基準点に満たない場合は失格とし、プロポーザル参加者が1者のみの場合も同様とする。
- キ 2次審査において、審査の評価点が同点の場合は、見積価格が低い提案者を上位とする。さらに、見積価格も同額の場合は当該応募者にくじを引かせて候補者を決定する。
- ク 2次審査の参加者及び関係者は、他の参加者の2次審査を傍聴することはできない。
- ケ 辞退する場合は、速やかに辞退書（様式6）を市に提出すること。

### （3） 選定結果の通知

- ア 選定委員会による選定終了後、宍粟市ホームページにて公表するとともに、2次審査参加者全員に文書による通知を行う。
- なお、本プロポーザルにおける事後公表の範囲は、次のとおりとする。
- ① 2次審査を行った企画提案者の名称（五十音順）
  - ② 優先交渉権者の名称
  - ③ 企画提案者の評価点（優先交渉権者及びその他の提案者（評価点の高い順にA者、B者等とアルファベット表記する。なお、参加者が2者の場合は、次点者の評価点は公表しない。））
- イ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。
- ウ 受託候補者に特定された者以外の者は、非特定理由について上記アの通知日の翌日から起算して7日以内（土・日曜日、祝日を除く）に書面（様式任意）により、市長に説明を求めることができる。なお、非特定理由については、当該応募者の非特定理由、及び評価項目ごとの評価点を文書により回答することとする。

### （4） 契約

- 特定された受託候補者と、評価した企画提案書を基に協議を行ったうえで、契約に係る協議を行い、速やかに契約を締結する。この場合において、委託条件及び仕様書は若干の修正を行うことがある。
- なお、契約に係る協議により、受託候補者と契約できない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

### （5） 契約保証金

- 契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付すること。ただし、宍粟市契約規則第30条に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することが出来る。

## 10 その他注意事項

- （1） 関係書類の作成及び提出に係る一切の費用は、応募者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。
- （2） 提出された関係書類は、本プロポーザルの審査の目的以外には使用しない。
- （3） 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- （4） 提出期間以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- （5） 参加申請後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退書（様式6）により、市に申し出ること。

- (6) 業務受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約期間中であっても契約を解除することがある。
- (7) 無効となるプロポーザル
- ア 参加資格要件を満たしていない場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ プレゼンテーションを欠席した場合、又は指定した時間に遅れた場合
  - オ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
  - カ 本プロポーザル業務の内容に関して、選定委員会の委員と接触があった場合
  - キ 同一応募者が2件以上の企画提案書を提出した場合
- (8) 失格となるプロポーザル
- ア 提案内容の如何に関わらず、契約上限額を超えた見積の場合
  - イ 評価点が最低基準点を下回った場合
- (9) 委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (10) 守秘義務
- 受託者等（本件業務に直接、間接を問わず関わるすべての者）は、本業務に関し、関係書類作成のため市から入手した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏えいや開示をしてはならない。また、原則として、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合等については、この限りではない。
- (11) 候補者として特定された応募者の提出書類は、宍粟市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象とする。ただし、応募者が事業を営むうえで、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、候補者特定に影響が出るおそれがある情報は、候補者特定後の開示とする。
- (12) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は本業務に関する報告、公表等のために必要な場合には、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

## **11 提出先、問合せ先**

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 本庁舎 3 階  
宍粟市市長公室地域創生課企画調整係  
電 話：0790-63-3066  
F A X：0790-63-3060  
電子メール：[kikaku-kk@city.shiso.lg.jp](mailto:kikaku-kk@city.shiso.lg.jp)

第 3 次宍粟市総合計画前期基本計画の基本理念

## 人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち

この基本理念をすべての主軸に、市民・職員にとって分かりやすい計画づくりを進める。  
(第 3 次宍粟市総合計画前期基本計画策定方針)

「人と自然が輝き」… 資源を大切に、そして活用し、後世へ伝えていく

「みんなで創る」… 誰もが元気に活躍し、そして創り上げた魅力を発信していく

「夢のまち」… いつまでも住み続けたい、交流の盛んな元気なまちにしてい

---

(基本理念に沿った基本方針・基本施策の事務局案)

「人と自然が輝くまち」

(1) 美しい自然を活かした創意ある元気なまち

①農林業 ②商工業 ③環境・土地利用 ④道路河川 ⑤水道・排水

(2) 互いに支え合う生涯健康のまち

①健康づくり ②地域医療 ③地域福祉 ④障がい者福祉 ⑤高齢者福祉 ⑥社会保障

「みんなで創るまち」

(3) 市民が主役で心豊かに暮らせるまち

①参画協働 ②人権 ③文化芸術 ④生涯学習 ⑤スポーツ

(4) ふるさとに愛着をもつ人を育てるまち

①学校教育 ②就学前教育 ③子育て支援 ④景観

「夢のまち」

(5) 誰もが住みたい安心快適のまち

①防災・消防 ②生活圏の拠点と公共交通 ③消費者行政

(6) 何度でも訪れたい魅力あるまち

①観光 ②移住定住 ③シティプロモーション

※上記はあくまで構成イメージであり、必ずしもこの体系通りの基本計画を策定することを指示するものではない。

別紙 2

第 3 次宍粟市総合計画前期基本計画及び（仮称）宍粟市デジタル田園都市構想総合戦略策定業務  
審査項目及び評価基準

| 審査項目    | 評価基準                                                                                                            | 配点 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 見積価格    | 提案金額について、発注者が定める計算式により評価する。                                                                                     | 10 |
| 業務理解度   | 本市の示した業務の目的・趣旨、本市の現状等を理解し、その内容を踏まえた提案となっているか。                                                                   | 10 |
| 業務実施体制  | 本業務を遂行しうる体制を整えているか。また、市の示すスケジュールの範疇において最大の成果を発揮できる提案となっているか。                                                    | 20 |
| 価格妥当性   | 提案金額に対して適切な提案内容となっているか。                                                                                         | 10 |
| 取組意欲    | 企画提案内容が分かりやすく、説明に際し意欲が感じられるか。                                                                                   | 10 |
| 構成力     | 総合計画・総合戦略それぞれの策定意義を的確に整理し、めざすまちの姿（基本理念）の実現に向けた構成の提案となっているか。                                                     | 10 |
| 独創性     | 企業の特徴や強みを生かし、本市がこれまでに持ち合わせていなかった視点や手法が提案されているか。                                                                 | 15 |
| 将来性     | 国・県・他団体等の動向を把握したうえで、本市の未来のまちづくりにどのように落とし込んでいくかというビジョンを持っているか。<br>また、総合計画・総合戦略の運用に関する提案について、具体的な効果・成果のイメージができるか。 | 15 |
| ワークショップ | 実施経験を踏まえたうえで効果的な開催手法が提案されているか。また、ワークショップで出た意見をどのように計画等に反映させるかのイメージができるか。                                        | 15 |
| 実現性     | 提案内容が総じて理想的・非現実的になっていないか。                                                                                       | 10 |

※最低基準点を満点の 60%（75 点）とし、下回る者は失格とする。